

改正

平成27年7月2日条例第42号

平成28年7月4日条例第47号

平成29年3月22日条例第12号

新潟市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設置者が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(職員の員数)

第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者であって、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者を除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるものをいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると新潟市介護保険事業等運営委員会（省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として設置されたものをいう。以下同じ。）において認められた場合は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表右欄に定める人員配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
おおむね6,000人以上7,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各1人及び前項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね7,000人以上8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各1人及び前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね8,000人以上12,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各1人及び専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者のうちから2人
おおむね12,000人以上13,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各1人及び前項各号に掲げる者のうちから3人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね13,000人以上14,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各2人及び前項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね14,000人以上18,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者各2人及び専らその職務に従事する常勤の前項各号に掲げる者のうちから1人

3 前項に規定する人員配置基準とした場合において、職員1人当たりが担当する第1号被保険者の数が2,000人以上となる地域包括支援センターについては、市との協議により、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表右欄に定める人員配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険	人員配置基準
------------------	--------

者の数	
おおむね8,000人以上12,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項各号に掲げる者各1人及び第1項各号に掲げる者のうちから3人(うち2人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね12,000人以上13,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項各号に掲げる者各2人
おおむね13,000人以上14,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項各号に掲げる者各2人及び常勤の第1項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね14,000人以上18,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項各号に掲げる者各2人及び第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(その他の基準)

第3条 地域包括支援センターは、前条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、第1号被保険者及び法第9条第2号に規定する第2号被保険者(以下これらを「各被保険者」という。)の心身の状況、その置かれている環境に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、新潟市介護保険事業等運営委員会の意見を踏まえて、適切、公平かつ中立的な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の新潟市老人デイサービスセンター条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月4日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年度までに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成31年3月31日までの間
平成24年度又は平成25年度に主任研修を修了した者	主任研修を修了した日から平成32年3月31日までの間

附 則（平成29年3月22日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。